

「保険会社向けの総合的な監督指針（案）」に対する意見及びそれに対する金融庁の考え方

価格の弾力化について

番号	意見の該当箇所	意 見	提出者	回 答
1	施行規則第10条第1号・第7号・第8号、第12条 監督指針Ⅳ-5-1(6)	「算出方法書の記載事項より、予定事業費率に関する事項を削除し、予定事業費に係る具体的詳細な記述を求めないものとする。」（改正案の概要本文）について以下の点を確認したい。 施行規則第10条第8号（付加保険料）が削除された趣旨は、同第1号で営業保険料の構成を記載した上、同第7号において純保険料およびそれに対する割増引率や係数について「具体的詳細な記述」を要するが、付加保険料については、「係数によらず定性的な表現で記載する」（指針Ⅳ-5-1(6)柱書）ことを可とすることで「商品審査」を簡素化するものと解してよい。また、商品内容を変更することなく予定事業費のみを変更する場合は、金融庁の認可を得ることなく予定事業費を変更することは可能と解してよい。	損害保険協会 生命保険協会	貴見のとおり。なお、保険業法により、保険料における不当な差別的取扱いの禁止（保険業法第5条）、保険契約の締結・募集時における、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供の禁止（保険業法第300条第1項第5号）が定められているが、これらについては従来通り適用される。
2	監督指針Ⅳ-5-1(6)	モニタリングについては、事後的であり、仮に保険料が不十分な設定だった場合には、手遅れとなる可能性がある。過去においては、配当競争による保険会社の体力低下（キャッシュフローの通常配当財源化）、金利の低下による逆ザヤ問題等により、破綻会社が発生するなどがあり、事後的には、解決困難な問題も発生し得るため、今般の価格の弾力化については、事前の防止策として短期保険契約（1年満期・自動更新のない商品）から順次弾力化を行う必要があると考える。今後、契約者保護に配慮し、慎重な対応が必要と考える。	AIGスター生命 AIGエジソン生命 アメリカンライフ インシュアランス カンパニー	保険期間が長期の保険商品であっても、適切に責任準備金の額を確保することにより契約者保護が図られる。また、事業費支出の相当部分が契約締結時に発生することに鑑みれば、付加保険料と事業費支出のバランスを確保することが、長期契約であることにより特に困難になるとは考えられない。したがって、全商品を弾力化の対象とするものである。

3	施行規則第12条第1項第3号、第4号ニ	改正案施行規則第12条第1項第3号ニ（自動車保険の範囲料率の運用）に関しては、営業保険料に対して割増引を12.5%以内とするという理解でよいのか。	外国損害保険協会 損害保険協会	貴見のとおり。
4	全般	すでに現在においても、標準責任準備金制度導入以後、原則として保険料率は各社マターとし、支払能力の担保部分を審査する主旨であると理解している。しかしながら、実態は、プライシングもしっかりと審査されているというのが実感であり、原則と実態がすでに乖離しているのが現状と理解している。今回の改正はこの原則と実態の乖離を正すものと理解してよいのか。	個人	保険料率については、保険業法第5条第1項第4号に審査基準である保険数理に基づき合理的かつ妥当であり、特定の者に対して不当に差別的でないとの要件を満たした上で、各社が設定するものとされており、このことは、従来も今後も変わるものではない。
5	全般	今回の改正（案）は既に認可されている保険商品を含めて18年4月より適用されることとなるのか。また、全ての生命保険会社は「金融庁の認可を受けた商品」であることを理由に、全く競争原理が働かず、また、具体的な積算根拠などについて説明を求めるも、算出方法書の計算式を示すのみであり、付加保険料の合理的な根拠について回答が得られない状況である。今後も全ての生命保険会社が同一の算出方法により付加保険料率を算出しつづけた場合は、「結果として競争原理が働かず、保険料の弾力化が測られていない」と考えるが、それについて金融庁は「全ての生命保険会社に対して、各社の経営状況に応じた算出方法に改善」するよう行政指導などを行うのか。	（社）全国年金住宅融資法人協会	保険料率については、保険業法第5条第1項第4号の審査基準により、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであり、不当に差別的でないことが求められる。その上で、どのような保険料率を設定するかは、各保険会社の判断によるものである。
6	施行規則第8条、第10条第1号・第7号・第8号、第12	①算出方法書の付加保険料部分について定性的記載を行なう旨の申請は、施行日となる平成18年4月1日以降の申請から改正案が適用されるという理解でよいのか。また、全社または全商品について一斉に定性的記載に移行する必要があるのか。	損害保険協会 生命保険	①算出方法書の定性的記載への移行については、平成18年4月1日に全社一斉に行うものではないが、各社の判断により、例えば商品改定等の機会に、速やかに本改正を反映した認可申請・届出がなされるものと考えている。

	0条、第123条、第182条	② 定性的記載への一斉移行が強制されないのであれば、次回の新たな商品認可申請・届出の際に定性的記載に切り替えることは許容されと考えてよいか。 ③ 今後の新たな商品認可申請・届出の際には必ず定性的な記載に移行しなければならないと考えてよいか。	協会 ジブラルタ 生命	② 貴見のとおり。 ③ 原則として、貴見のとおり。
7	保険業法施行規則第10条、第122条 監督指針Ⅳ―5	保険料及び責任準備金の算出方法書において保険料、責任準備金、契約者価格の計算方法を定める場合、それを定義する算式中の予定事業費を記載する場合には、どのようにしたらよいか。	生命保険 協会 ジブラルタ 生命	算出方法書において、保険料、責任準備金、契約者価格の計算方法を定義する算式中に予定事業費を記載する場合には、必要に応じてX、Y等の記号を利用されたい。
8	施行規則第10条第1号・第7号・第8号、第12条第4号ニ 監督指針Ⅳ―5―1（6）	純保険料と付加保険料の双方に渡る保険料の割増引き率・係数について、純保険料に係る部分と付加保険料に係る部分とを明確に区分した上、純保険料に係る部分については算方書に実数（率または係数）を記載し、付加保険料に係る部分については、「定性的な記載」に移行できることとなる。この判別・区分はどのように行うのか。また、付加保険料の割増引きについては算出方法書には記載不要となるのか。	損害保険 協会 外国損害保 険協会	現行の純保険料と付加保険料の双方にかかる保険料の割増引きについては、純保険料や付加保険料に対するものにその性格や位置付け等から区分し、付加保険料にかかる割増引きの係数等は算出方法書から社内規定に移記することとなる。
9	施行規則第10条	損保における責任準備金は、現行通り営業保険料を基準として計算することでよいか。	損害保険 険協会	貴見のとおり。
10	施行規則第10条 監督指針Ⅳ―5―1（6）	具体的な算出方法書の改定に関して、以下の点を確認したい。 ① 定性的な記載とは具体的にどのような記載方法なのか。 ② 社内規定は商品審査や検査の対象となるのか。 ③ 責任準備金計算基礎の予定事業費率は、審査対象となるか。 ④ 算出方法書の表記に関する変更認可申請には、例えば予定損害率が70%である商品については、現行の営業保険料の70%を危険	損害保険 協会 個人 外国損害保	① 付加保険料に関する定量的記述を削除し、付加保険料について、具体的な表記は会社によりある程度異なりうるが、「合理的かつ妥当であり、特定の者に対して不当な差別的取扱いとならないよう適切に定めた社内規定による」趣旨を記載するものである。 ② 社内規定については商品審査の対象とはしていないが、業務

		保険料として表記することで足り、監督指針に記載のとおり、付加保険料に関しては定性的記載とするということによいか。 ⑤現在営業保険料（純保険料＋付加保険料）にて認可されている商品については、純保険料での認可の再取得が必要になるのか。	険協会	の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、他の社内規定と同様に検査対象となる。 ③算出方法書において、責任準備金を定義する算式中に予定事業費を記載する場合には、記号を利用することが可能であり、その内容は審査の対象とならない。 ④貴見のとおり。 ⑤既存の認可商品については、純保険料での認可を再取得する必要はない。
11	全般	今後、純保険料以外は審査対象外とされている以上、収益率を明示的に導入するようなプライシングをすることも認められるのか。具体的には、「収益テストによって算出された営業保険料と算出方法書により算出された純保険料の差額を予定事業費とする」といった方法で予定事業費を設定することを想定している。	個人	付加保険料について、保険業法に定める合理性、妥当性、公平性を満たしているのであれば、どのような算出方法を用いるかは各保険会社の判断によるものである。当局は、その合理性、妥当性、公平性などについて事後モニタリングすることとなる。
12	施行規則第10条第1号、第7号・第8号、第122条 監督指針Ⅳ－5－1(6)	改正後も現行通り、予定事業費率の係数を記載して申請した場合、審査の有無・程度、モニタリング提出資料との関係等当局の対応方針を確認したい。	損害保険協会 外国損害保険協会 個人生命保険協会	モニタリング資料の提出については、保険業法第128条に基づき、全社・全種目について、定性的記載の有無に関わらず報告を求めることとなる。なお、新たな申請については、付加保険料率部分は原則として定性的記載によることとする。
13	全般	今般示された案には、いわゆる「過当競争」に陥らないため、保険会社の適正な業務運営に大きな影響を与え、また、市場の信頼を失うおそれがあるような付加保険料の設定については、しっかりとモニタリングを行うことによって、行政として早期かつ	損害保険労働組合連合会	貴重なご意見として承ります。

		適正な措置を講じることが不可欠であると考える。 また、消費者ニーズが多様化し大きく変化する中で、そのニーズに対応した商品を時機を逸さずに提供するためにも、今回の商品審査の簡素化が審査の「迅速化」に確実につながることが重要と考える。 一方で、事後チェック型行政を進めるにあたっては、守るべき基準が明確であることが前提になると考える。例えば、「付加保険料が不当に差別的でないこと」の解釈に疑義が生じたり、モニタリング項目や視点が不明瞭であったり、行政処分の発動基準が不明であったりすると、現在個人情報保護対応において生じている問題と同様に、各社の判断がバラつくことによって過度な体制整備を惹起し、結果として、消費者利益につながらない作業によって、組合員の物理的・精神的負担が増加するのではないかと懸念がある。本件を進めるにあたっては、行政サイドの裁量を極力排除し、効率性に留意しつつ、可能な限り予見可能性を高めていくことが肝要であると考える。		
14	全般	昨今の改正は曖昧な表現が多く、各社で解釈が様々というのが実情です。保険監督という目的からすれば、このようなことは望ましくなく、保険監督の機能が果たされているといえるのか、強く疑問を持っております。今後は、生命保険協会、日本アクチュアリー会、各生命保険会社との連携をとり、具体的記述を心がけて欲しい。	個人	貴重なご意見として承ります。
15	全般	独占禁止法の解釈について それぞれの生命保険会社が金融庁の認可を受けた商品であるとしても、結果として全ての生命保険会社の保険料率が同一であることは、独占禁止法に抵触することにならないのか。	(社)全国年金住宅融資法人協会	独占禁止法の解釈については当庁の所管ではない。

		生命保険会社は、「金融庁」の認可商品を理由として、その収益も含めて口を閉ざしている。今回の改正後も、引き続き生命保険会社の業界において、情報の非公開を助長する結果となれば、金融庁も生命保険業界の保護機関として、世論の注目するところともなりかねません。契約者保護の立場にたったご解答を頂きたい。		
16	監督指針Ⅳ－１－１６（３）②	付加保険料の定性的な記載への移行に関して、付加保険料の認可申請上の留意点である、監督指針Ⅳ-1-16（３）②は削除され则认为て良いか。	個人	貴見のとおり、監督指針の該当部分について削除することとする。
17	全般	団体契約・集団扱・団体扱における団体割引等を現行制度以上に拡大することは、消費者間の公平性の観点から問題がある。団体契約・集団扱・団体扱における団体割引等は今回の付加保険料の審査簡素化の対象外とすべきであるとする。	日本損害保険代理業協会	商品審査の簡素化を図った後であっても、不当に差別的なものとなっていないことを確保することは言うまでもないが、特定の商品について商品審査の簡素化の対象外とすることは適当とは考えていない。
18	全般	商品開発に係る内部管理体制について、監督指針（案）の中で示されている「事実上の特別利益の提供（保険業法第 300 条第 1 項第 5 号）になっていないことに留意する。（監督指針Ⅱ－２－７－２）」については、判断基準が不明確なことから、具体的な事例を例示するか、簡易なノーアクションレター制度のような確認手段を用意する等の手当てが必要である。	外国損害保険協会	今回の改正案は、保険業法第 300 条第 1 項第 5 号の考え方を变えるものではないことに言及したものであって、その法解釈において変更を加えたものではない。
19	法第 300 条、 施行規則第 10 条 監督指針Ⅱ－２－７－２（５）④	保険業法第 5 条および同第 300 条の運用に関しては、当局の考え方については変更が無い。併せて、かかる観点からは、代理店毎の手数料の高低のみを理由とする付加保険料の割増引やキャンペーンのみを理由とする割増引は従来通り認められないのか。 さらに、保険業法第 123 条および施行規則第 83 条等に規定されているいわゆる自由料率・標準料率等が導入されている事業者向け商品については、現行制度から引き続き個別契約毎等の割増引が認められるのか。	損害保険協会 日本損害保険代理業協会	今回の改正案は、保険業法第 5 条、同第 300 条第 1 項第 5 号の考え方を変更するものではない。よって、これまで法律上認められなかったことが新たに合法化されるものではなく、また、これまで認められていたことができなくなるというものでもない。

20	全般	付加保険料の自由化に加えて、危険保険料率部分におけるリスク要素別の料率反映（例えば自動車保険における地区別・既未婚別等に基づく細分化）についても一層かつ早急な自由化が望まれる。	外国損害保険協会	貴重なご意見として承ります。
21	監督指針Ⅳ－５－１（６）	将来的に、コンバインドレシオが100%以内であって、ソルベンシーマージン比率が十分な水準にあり、契約者間および保険種類間の公平性に重大な問題がなければ、モニタリングを省略して各社の判断で付加保険料を設定できるように簡素化する考え方はあるか。	損害保険協会	保険料の合理性、妥当性、公平性を確保するためには、モニタリングは必要な手段であると考えている。
22	全般	今回の改定案に基づいて保険料及び責任準備金の算出方法書を改定し、付加保険料はその具体的水準を社内規定で定める場合、この社内規定は御庁の審査の対象外となるのか。 また、その後、実際の事業費率等の状況から当該社内規定を変更することは、会社の経営判断に基づき機動的にできると考えて良いか。	ジブラルタ生命	貴見のとおり。

事後モニタリングについて

番号	意見の該当箇所	意見	提出者	回答
1	監督指針Ⅳ－５－１	改正案の概要において、「平成 18 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用する。」とあるが、モニタリングの開始時期（実際にデータを取り始める時期）は、4 月 1 日からとなるのか。また、その場合 4 月 1 日からデータの抽出ができない会社は、データの抽出が可能となった時期以降のデータのための提出で良いか。	生命保険協会	モニタリングの開始時期は 4 月 1 日からである。また、データの抽出についても、原則、4 月 1 日からである。
2	監督指針Ⅳ－５－１（６）③	付加保険料のモニタリングについて、保険料の合理性・妥当性・公平性を確保するため極力詳細な分類で実施すべきであると考ええる。	日本損害保険代理業協会	モニタリングの目的は、会社全体の健全性にとどまらず、付加保険料の合理性、妥当性、公平性の検証を行うものである。このため、例えば、保険商品毎にモニタリングを行うなど、監督の実効性を確保するために必要な細分化は行うが、各保険会社に過度な負担とならないように考えている。
3	監督指針Ⅳ－５－１（６）③	事後モニタリングについて、以下のように保険会社に過度な負担とならないように要望する。 ①事業費を保険種類別・販売経路別等で細分化して把握すること ②細分化した区分を会社一律に課すこと ③付加保険料と純保険料とに区分して収益管理を行なうこと	A I G ｽﾀｰ一生命 A I G エジソン生命 ハートフォード生命	モニタリングの目的は、会社全体の健全性にとどまらず、付加保険料の合理性、妥当性、公平性の検証を行うものである。このため、例えば、保険商品毎にモニタリングを行うなど、監督の実効性を確保するために必要な細分化は行うが、各保険会社に必要以上の負担とならないように考えている。

4	監督指針Ⅳ－５ －１(６)①、③	監督指針の改正により、モニタリングを実施する旨の記載があり、これにより事後監督への移行をするとのことであるが、この際の当局の着眼点を確認したい。例えば、モニタリングの際にどのような着眼点で確認を行うのか。また、その結果としてどのような場合に行政上どのような対応をとるのか。	損害保険 協会 外国損害保 険協会 個人 アメリカン ライフ イ ンシュアランス カ ンパニー ジブラルタ 生命 オリックス 生命	保険業法第５条、第３００条第１項第５号で定められている事項が遵守されているかなどの観点からモニタリングを行うものである。また、モニタリング結果に基づく行政上の対応は、そのような結果となった理由や当該保険会社のその後の対応方針を踏まえて決定するものであり、特定の基準に該当したことをもって、機械的に何らかの行政処分を行うものではない。
5	監督指針Ⅳ－５ －１(６)①、③	①「モニタリング資料の基礎となる資料」とは、具体的にはどのようなものか。付加保険料の設定にかかる配付基準の資料も含まれるのか。 ②モニタリング資料として、具体的な項目、手法、定期的報告時期など基準を作成する予定はあるのか。	外国損害保 険協会 ジブラルタ 生命 損害保険 協会 アメリカン ライフ イ ンシュアランス カ	保険料率が保険数理に基づき合理的かつ妥当であり、特定の者に対して不当に差別的でないことについて必要かつ十分なモニタリングとなるよう、今後、詳細の上、保険業法第１２８条に基づく命令を発出する予定である。

6	全般	モニタリングをした結果、当初妥当と考えられていた付加保険料の水準がモニタリング時点では妥当でないと判断された場合、付加保険料の改定は、既契約についても対象とするのか。	パニー あさひ・狛法 律事務所	既契約に遡及して付加保険料を改定することを求めるものではない。
7	監督指針Ⅳ－５－１（６）③	事業費に関するモニタリング資料について、単に事業費率や費差損益のみで判断するのではなく、会社全体の現在及び将来の損益状況や総合収益も斟酌して頂きたい。特に、会社が将来の事業費率の改善あるいは会社収益の増加につながると判断した場合には、当面事業費率を悪化するような予定事業費の設定（例えば、新しい販売チャネルやサービスの提供を行う際の戦略的な料率の設定など）でも各会社の経営の責任の下、これを容認して頂きたい。	T&D フィナン シャル生命 個人 A I Gスタ ー生 命 損害保険 協会 ジブラルタ 生命 オリックス 生命 外国損害保 険協会 在日米国商 工会議所 アメリカン ライフ イ ンシュアランス カ ンパニー	モニタリングは、保険業法第５条、第３００条第１項第５号で定められている事項が遵守されているかなどの観点から行うものである。また、モニタリング結果に基づく行政上の対応は、そのような結果となった理由や当該保険会社のその後の対応方針を踏まえて決定するものであり、特定の基準に該当したことをもって、機械的に何らかの行政処分を行うものではない。
8	監督指針Ⅳ－５－１（６）③	付加保険料の設定における「重要度を勘案」とは、何を指しているのか。具体事例があれば示されたい。	外国損害保 険協会	モニタリングの目的は、会社全体の健全性だけでなく、保険料の合理性、妥当性、公平性を検証することであり、その監督の実効性を確保するために必要な細分化は必要であるが、例えば、保険料の設定方法に影響を与えていない保険種類にまで細分化したモニタリング資料を求めるものではない。

事業方法書の記載事項改定について

番号	意見の該当箇所	意 見	提出者	回 答
1	保険業法施行規則第8条、第120条、第123条、第182条	事業方法書の記載事項から削除される項目について、改正後も引き続き記載することは妨げられないことを確認させていただきたい。また、今回の改正により、既に認可を取得した事業方法書等基礎書類の改定が直ちに求められないことをあわせて確認したい。	生命保険協会 損害保険協会	事業方法書の記載事項の一部削除については、平成18年4月1日に全社一斉に行うものではないが、各社の判断により、例えば商品改定等の機会に、速やかに本改正を反映した認可申請・届出がなされるものと考えている。
2	施行規則第8条、第11条第5号、旧第1項第2号・3号・8号、旧第2項	①現行規則第8条第1項第2号、第3号、第8号及び第2項を削除した趣旨は何か。 また、削除された項目については、各社の裁量により自由に運用することができるのか。また、再保険については、「被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類」のみを事業方法書に記載すれば足りるのかを確認したい。 ②第1項第4号を削除したことにより、保有制限の定めがない中で、あえて、保険金額に関する事項を記載させる理由は何か確認したい。 ③第2項を削除したことにより、損害保険会社が保険の目的の検査・調査、および不備事項の改善請求および保険契約の解除権はなくなることになるのか。	外国損害保険協会 損害保険協会 あさひ・狛法律事務所	①事業方法書の記載事項については、監督の実効性を踏まえつつ、保険会社の監督において真に必要なものに限定した。また、削除された項目については、貴見のとおり、各社の判断で運用されたい。 なお、配当については算出方法書に、団体などの類別等は事業方法書の保険契約の締結の手続きに記載することとなる。 ②定額商品のように保険商品の性格から保険金額を記載する必要があるものについて、これを記載することとするため、規則に定めたものである。 ③約款に定めをおいている場合には、契約者に対してそれぞれの権利義務を有するものと考えている。

3	施行規則第8条、第10条	事業方法書記載事項について、以下のように整理することで差し支えないか。 ①事業方法書から削除される契約者配当に関する事項（現行施行規則8条1項10号）については、改正施行規則第10条第4号に従い、算方書に記載する。 ②現行の第1項2号の「支店、従たる事務所その他の施設の業務に関する事項」には、団体類別や集金事務委託ができる団体などの記載があるが、改正後は保険契約の締結の手続きに関する事項に記載する。	損害保険協会	貴見のとおり。
---	--------------	--	--------	---------